

指定給水装置工事事業者の新規指定申請手続

名古屋市の給水区域内（名古屋市全域、清須市（旧春日町地区を除く。）、北名古屋市久地野地区、あま市（旧甚目寺町地区に限る。）、大治町）において、給水装置の新設、改造、修繕等の工事を行うには、水道法第16条の2第1項に基づき、名古屋市上下水道局から指定を受ける必要があります（手数料徴収有）。この指定の有効期間は5年であり、有効期間満了前に更新手続を取らなかった場合、自動的に指定が失効します。

1 提出書類

(1) 「指定給水装置工事事業者指定申請書」

すでに名古屋市指定排水設備工事店の指定を受けている場合は、その指定番号を記入してください。

(2) 「誓約書」

指定給水装置工事事業者申請者が、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約するものです。

(3) 「機械器具調書」

管の切断用の機械器具、管の加工用の機械器具、管の接合用の機械器具、水圧テストポンプをご記入ください。

(4) 「給水装置工事主任技術者選任・解任届書」

2 添付書類

書類	個人	法人	備考
住民票の写し	○	—	個人番号の記載のないもの
登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）	—	○	
定款の写し	—	○	
給水装置主任技術者免状又は主任技術者証の写し	○	○	いずれかの写しでよい
外観等の写真（デジタルカメラで撮影したものを印刷したもので可）	○	○	看板等、営業の実態が確認できるものが写るように（※）

※ 指定工事店の事業所の所在地として届け出ることができるのは、給水装置工事の事業の拠点となる場所であり、かつ、給水装置工事主任技術者を置いている必要があります（水道法第23条の3第1項）したがって、事業

の拠点ではない場所を指定工事店の事業所の所在地として届け出ること
はできません。（例：届け出られた場所が、更地である場合は、指定工事店
の事業所の所在地として届けることができない。）

3 注意事項

- 毎月25日までに申請書類を提出していただければ、その翌月中旬に説明会
を行います。説明会の日時等は、事前にFAX等でご連絡します。
- 説明会の当日には、必ず給水装置工事主任技術者（1名以上）が出席して下
さい。（当日出席する主任技術者は給水装置工事主任技術者証又は運転免許
証等の身分証明証をお持ちください。主任技術者が貴工事店に専属している
ことを確認するため、本人の身分確認を行います。）
- 説明会に出席し、説明を受けていただくと、指定証を交付し、指定すること
になります。説明会に出席されない場合は、指定することができません。
- 指定手数料が10,000円必要です。

4 有効期限

指定を受けた日から5年間有効です。引き続き指定を受けたい場合には指
定の更新が必要です（更新手数料が7,000円必要です。）。

5 申請先（郵送または持参）

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市上下水道局営業課事務係

電話 052-972-3736 FAX 052-972-3676

【令和5年10月以降】

名古屋市熱田区一番三丁目2番44号

名古屋上下水道総合サービス株式会社 協会事務局分室

電話 052-228-2611

参考：水道法（抜粋）

第二十五条の三 水道事業者は、指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、指定をしなければならない。

一 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

二 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

三 次のいずれにも該当しない者であること。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

ハ 水道法の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ホ 法人であって、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの